

平成27年6月定例会

文教厚生委員会説明資料(その2)

教 育 委 員 会

目 次

I 提出予定案件	1
1 その他の議案等	1
(1) 上告の提起及び上告受理の申立てについて	1

1 その他の議案等

(1) 上告の提起及び上告受理の申立てについて（体育学校安全課）

ア 上告の提起及び上告受理の申立ての理由

平成27年5月29日言渡され、同日送達された高松高等裁判所平成26年（ネ）第187号損害賠償請求控訴事件の判決に不服があるので、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをする。

イ 上告人兼上告受理申立人 徳島県

ウ 被上告人兼相手方

エ 原判決の表示

(ア) 原判決を次のとおり変更する。

(イ) 被控訴人は、控訴人 に対し、2243万8103円及びこれに対する平成23年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(ウ) 被控訴人は、控訴人 に対し、2243万8103円及びこれに対する平成23年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(エ) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

(オ) 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その4を被控訴人の負担とし、その余を控訴人らの負担とする。

(カ) この判決は、(イ) 及び (ウ) に限り、仮に執行することができる。

オ 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

カ 上告受理の申立ての趣旨

(ア) 本件上告を受理する。

(イ) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

